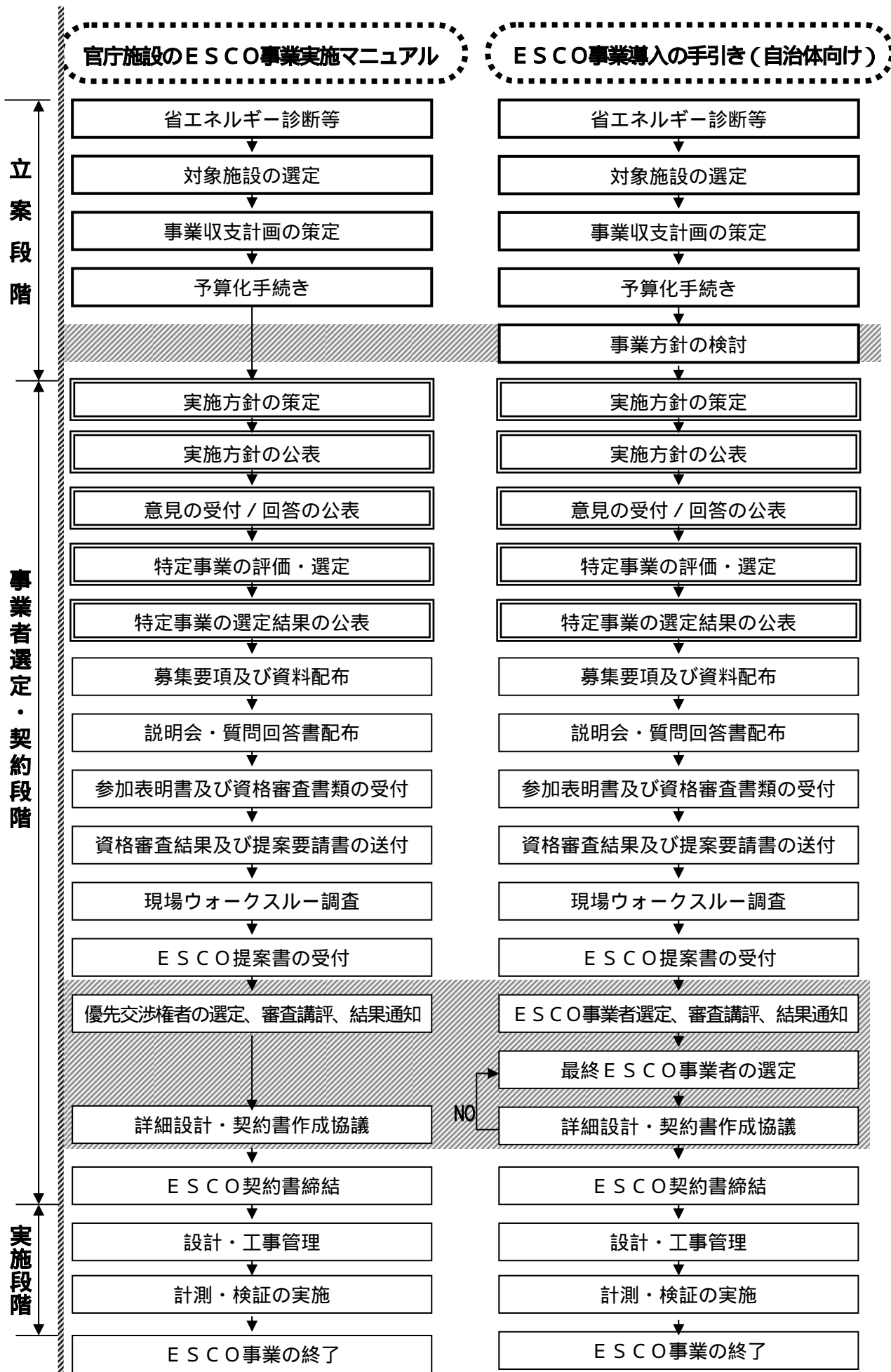


基本方針の解説資料の各段階における検討内容について

「環境配慮契約法に係る基本方針の検討方針・課題等（省エネルギー改修事業に係る契約）について」（資料4）に示している検討内容に沿って、E S C O事業のフローを、立案段階、事業者選定・契約段階、実施段階に区分し、各段階における検討内容について、国土交通省の「官庁施設のE S C O事業実施マニュアル」（以下、「マニュアル」という。）及び(財)省エネルギーセンターの「E S C O導入のてびき（自治体向け）」（以下、「導入のてびき」という。）における記載内容を整理する。

マニュアルでは「3.1 E S C O事業の導入フロー（事業者選定・契約段階）」において総合評価落札方式による官庁施設におけるE S C O事業の導入フロー例（事業実施段階）が図示されている。導入のてびきでは、プロポーザル方式の場合のフローにそって、個々のステップごとに補足説明事項がまとめられている。マニュアル及び導入のてびきに記載されているフローを次ページに示す。



1. E S C O事業の立案段階

(1) 長期供用計画の作成

公共機関については、今後も効率化が推進され組織の再編等が活発に行われていく可能性がある。E S C O事業は長期間にわたる契約であるため、E S C O事業に係る事業の立案段階において長期供用計画の作成が必要である。

マニュアル、導入のてびきともに長期供用計画の作成に関する記載はない。

(2) E S C O事業とするための費用便益分析における要件

当該施設の長期供用計画を踏まえ、長期事業であるE S C O事業を実施するためには、適切な費用便益分析が必要である。効率的なE S C O事業が実施可能であるための要件を示す必要がある。

マニュアルでは、「2.2.3 E S C O事業の導入可能性判断」において、導入可能性があると判断し、引き続きフィージビリティ・スタディを実施するための条件が記載されている(表1)。E S C O事業導入可能性がないと判断された場合は、グリーン改修実施計画として実施するとされている。

表1 マニュアルにおけるフィージビリティ・スタディを実施するための条件

条 件	説 明
建物全体のエネルギー消費量が一定以上削減される。	削減割合は別途決定する。
E S C O事業としてふさわしい事業規模が確保される。	事業規模については、民間や地方公共団体等の先例などを参考とし、適切に設定される。
E S C O事業として成立している。	集約した技術全体の改修工事費を適宜想定した事業期間内の光熱水費削減額で賄える場合、E S C O事業として成立すると仮定する。
その他、施設ごとに必要とされる与条件を総合的に判断し、事業化が適切である。	

導入のてびきには、E S C O事業として事業を実施するかどうかの判断基準は記載されていない。

(3) 予算化の手続き

マニュアルでは、予算化手続きとして事業スキームの整理等が記載されている。また、「2.5 プロポーザル方式による場合の導入計画」の中でもプロポーザル方式の場合の予算化の手続きにおける留意点が示されている。

導入のてびきでは、予算化手続きとは別項として事業方針の検討が掲げられており、公募スケジュール等、検討項目が掲げられている。

表にマニュアルと手引きにおける予算化手続きに係る項目の内容を示す。

表2 マニュアルと手引きにおける予算化手続き、事業方針の検討の詳細

	マニュアル	導入のてびき
予算化 手続き	(1)事業スキームの整理 契約方式 事業方式 事業期間 事業スケジュール 官民のリスク分担 業績監視 予算種別 (2)予算要求項目 (3)その他	E S C Oサービス料に含まれる項目 事業収支計算の試算 予算措置に関する留意点 ()事業費の上限額を設定 ()最優秀提案に基づく金額による 設定 その他予算化の必要な事業実施に かかる関連費用
事業方針の 検討	-	(1)公募スケジュールの検討 (2)庁内調整と提示条件の検討 (3)事業者選定方法の検討 (4)事業方式の検討

マニュアルと導入のてびきに記載されている予算化手続きを精査し、プロポーザル方式及び総合評価落札方式における予算化手続きを示す必要がある。

(4) 立案段階におけるリスクとその対応策

マニュアルでは、調査・設計段階に想定されるリスクについて、起因者が負担することが望ましいこと、物価変動リスクについて記載されている。

導入のてびきでは、「参考資料2 予想されるリスクと責任分担表」に全段階のリスクと負担者、対応方法、書類等がまとめられている。

2. E S C O事業の事業者選定段階

(1) プロポーザル方式又は総合評価落札方式により選定するための手続き

マニュアルでは、「2.5 プロポーザル方式による場合の導入計画」において総合評価落札方式と異なる部分の手順とフロー図が示されている。

また、マニュアルでは「3.1 E S C O事業の導入フロー（事業者選定・契約段階）」において総合評価落札方式による官庁施設におけるE S C O事業の導入フロー例（事業実施段階）が図示されているほか、「3.2.1 E S C O事業者の役割と求められる要件」から「3.10 契約書の作成」にいたる箇所で総合評価落札方式の場合の手順が説明されている。

導入のてびきでは、プロポーザル方式の場合のフローにそって、個々のステップごとに補足説明事項がまとめられている。総合評価落札方式の場合の手順の記載はない。

(2) プロポーザル方式及び総合評価落札方式の評価基準

マニュアルでは、プロポーザル方式の場合の評価基準は記載されていない。総合評価落札方式の場合の評価方法などについてフローにそって説明されている。
導入のてびきでは、プロポーザル方式の場合の自治体における E S C O 提案評価表の例が示されている。

3 . E S C O 事業の契約段階

(1) 事業計画に関する内容

マニュアルでは、実施契約書の記載内容の概要が「 4 . 2 . 1 実施契約書」で示されている。
導入のてびきでは、事業計画の内容については記載されていない。

(2) 契約書の記載事項、標準契約書の内容

マニュアルでは、契約書に記載する事項が「 3 . 10 . 1 」に 6 項目掲げられている。
導入のてびきでは、参考資料 1 に E S C O 事業標準契約書 (案) が記載されている。

4 . E S C O 事業の実施段階

(1) 事業の監視に関する標準的な考え方

マニュアルでは、監視職員の権限及び職務などが記載されている。
導入のてびきでは、監視に関する考え方は記載されていない。

(2) 実施段階におけるリスク及び対応策

マニュアルでは、施工段階、維持管理運営段階及び事業終了後に想定されるリスクについて記載されている。
導入のてびきでは、「参考資料 2 予想されるリスクと責任分担表」に全段階のリスクと負担者、対応方法、書類等がまとめられている。

5 . その他

マニュアル、導入のてびきともに以下の項目に関する記載はないため、検討する必要がある。

債務負担行為の延長によるリスクと対応策

総合的な温室効果ガス削減事業の可能性

費用負担に関する従来型（光熱費削減分以内の費用負担）と設備更新型（初期投資を必要とする）